（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月分」を「平成二十六年四月分」に改め、「旧遺族年金」という。）の下に「並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）」を加え、「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十五年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十三年六月一日」を「平成二十五年六月一日」に、「四・七二八」を「四・七四二」に改め、同条第三項中「第十六条の規定による廃止前の平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令第一項及び第二項」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十六号）第四条による改正前の前二項」に、「同令第三項」を「同条による改正前のこの項」に、「旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金」を「特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金」に、「平成二十二年六月一日」を「平成二十三年六月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　平成二十六年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の額、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

（遺族共済年金の支給の停止に関する経過措置）

第三条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において改正法第十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前地共済法」という。）第九十九条の四第四項の規定により支給が停止されている夫に対する遺族共済年金及び同条第六項の規定により支給されている子に対する遺族共済年金については、改正法第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九十九条の四第二項及び第三項の規定は適用せず、改正前地共済法第九十九条の四第四項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定が適用される遺族共済年金の受給権者（地方公務員等共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族である夫に限る。）に係る第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第九十九条の五第一項」とあるのは「第九十九条の五第一項若しくは地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十六号。次項において「改正令」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正前の法第九十九条の四第四項」と、同条第四項中「第九十九条の五第一項」とあるのは「第九十九条の五第一項若しくは改正令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第十五条の規定による改正前の法第九十九条の四第四項」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十七号

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び次条第一項」を「及び第七条第一項」に、「次条第一項、第十一条第六項及び第十二条第三項において」を「以下」に、「第九章」を「第百三十八条」に、「「の負担金及び」を「「の負担金」と、」に、「、国の負担金及び」を「及び国の負担金」と、」に改め、同条第二項第一号中「給料をいう」及び「期末手当等をいう」の下に「。次条第二項第一号において同じ」を、「次条第二項第一号」の下に「、第七条第二項第一号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（職員引継等合併一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第六条の二　法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。次項及び次条第一項において同じ。）である公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第百四十一条の四中「第六章」とあるのは「第六章（第百十六条を除く。）」と、「第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とあるのは「第百十三条第六項中「の負担金」と、」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、」と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。